**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十九条の閣議決定があったときは、遅滞なく」とあるのは、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第七号）の施行後遅滞なく」とする。

---

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

**法律第八号**

**所得税法等の一部を改正する法律**

（所得税法の一部改正）

**第一条**　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十七号中「含む」を「含み、同法第二十一条の三第一項第一号（贈与税の非課税財産）に規定する公益信託から給付を受けた財産に該当するものを除く」に改める。

第十一条第二項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）」に改め、「規定する公益信託」の下に「（第五十九条第一項第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）、第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）、第六十条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）、第六十条の三第六項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）、第六十七条の三第八項（信託に係る所得の金額の計算）及び第七十八条第二項第四号（寄附金控除）において「公益信託」という。）」を加える。

第五十九条第一項第一号中「対するものに」を「対するもの及び公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）に」に、「及び」を「並びに公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改める。

第六十条第一項第一号中「贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。次条第六項第二号及び第六十条の三第六項第二号（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）において同じ。）を除く。）」を、「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。次条第六項第三号及び第六十条の三第六項第三号において同じ。）及び」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「贈与、」を加える。

第六十条の二第六項ただし書中「仮装し、」を「仮装し、かつ、」に改め、同項第二号中「を贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するものを除く。以下この号において同じ。）」を加え、同項第三号中「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの及び」を加える。

第六十条の三第六項第二号中「を贈与」の下に「（公益信託の受託者に対するものを除く。以下この号において同じ。）」を加え、同項第三号中「遺贈（一の下に「公益信託の受託者に対するもの及び」を加える。

第六十七条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　公益信託の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該公益信託の委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与（当該公益信託が信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第二号（信託の方法）に掲げる方法によつてされた場合には、遺贈）により当該資産の移転が行われたものとして、当該公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

第七十八条第二項に次の一号を加える。

四　公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び前三号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

第七十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二百四条第一項第三号中「支払われる診療報酬」の下に「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）」を加える。

第二百二十八条の四第一項中「が百」を「が三十」に改める。

別表第一大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 脱炭素成長型経済構造移行推進機構 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号） |

（法人税法の一部改正）

**第二条**　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号の十四中「外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は」を「被現物出資法人である外国法人に国内にある不動産その他の政令で定める資産（以下この号において「国内不動産等」という。）、国内事業所等（内国法人にあつては第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する本店等をいい、外国法人にあつては恒久的施設をいう。）を通じて行う事業に係る資産（外国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。）若しくは」に改め、「国内資産等」という。）」の下に「又は内国法人の工業所有権、著作権その他の政令で定める資産（以下この号において「無形資産等」という。）」を加え、「国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属する」を「国内不動産等、国内資産等及び無形資産等の全部が当該移転により当該被現物出資法人である外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となる」に、「国外にある資産又は負債として政令で定める資産」を「第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等（以下この号において「本店等」という。）を通じて行う事業に係る資産（国内不動産等を除く。）」に、「国外資産等」を「外国法人国外資産等」に、「の外国法人に国外資産等」を「の外国法人に外国法人国外資産等」に、「国外資産等が」を「外国法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により」に、「に属するものとして政令で定めるものに」を「を通じて行う事業に係る資産又は負債となるものに」に、「が外国法人に国外資産等」を「が外国法人に第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る資産又は負債（以下この号において「国外資産等の全部又は一部が」を「内国法人国外資産等の全部又は一部が当該移転により」に、「恒久的施設に属しない」を「本店等を通じて行う事業に係る資産又は負債となる」に改め、同条第二十九号の二中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改める。

第十二条第一項ただし書及び第三項中「特定公益信託等」を「公益信託等」に改め、同条第四項第二号中「特定公益信託等　第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託等　公益信託等　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託」に改める。